

保健体育審議会「答申」の背景と内容

——スポーツ政策における公共性と民営化の拮抗——

内 海 和 雄

はじめに

保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」が九七年九月に出された。これは前年九六年七月に出された中央教育審議会第一次答申「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を受けて出されたものである。これらは後述するように、日本の多国籍企業擁護政策の集大成である「橋本六大改革」の一環として出されており、バブル絶頂期に出された前回八九年の答申と、そして「福祉元年」と並行して出された前回七二年の答申と比較すると、その背景の政治経済的条件と答申内容に大きな差異を持つものとな

っており、この識別はスポーツ政策分析の上で極めて重要である。⁽¹⁾

一 これまでのスポーツ政策

——保体審答申を中心に——

日本におけるスポーツ体制は、一九六四年の東京オリンピックを前後して確立した。⁽²⁾国民の高まるスポーツ要求を背景に、全国民を対象とする国家レベルのスポーツ政策——スポーツ・フォー・オール政策——が確立したのは七二年答申以降である。従ってここでは保健体育審議会答申を中心にその後のスポーツ政策を先ず概観しておく。

1 七二年答申と以降の展開

(1) 七二年答申の背景

一九七二年は曲がりなりにも国政レベルで「福祉元年」と謳われた年である。ヨーロッパの福祉国家と比較して日本の福祉は大企業内の福利厚生を中心にして少しずつ進展してきており、国民一般の地域社会レベルでの福祉は相対的に貧弱であった。また、六〇年代の急速な都市化と一方での公害発生などの環境問題の深刻化が、遅ればせながらの社会的共同消費手段の建設を始めざるを得なかった背景である。

既にドルショック、オイルショックが始まっており、世界経済は低迷し始めていたが、日本の大企業は中小企業²下請けを切り捨て、勤労者の低賃金という「企業社会」³体制によって世界的競争力を高めて危機を乗り切り、これまでの商品輸出型経済の一層の強化を推進した。その一方で、内需拡大政策の一環として福祉が位置付けられ、自治体のスポーツ施設建設もそれを前後する時代との比較において相対的には進展した。

七二年は日本におけるスポーツ権論が活発に議論され始めた年でもあり、六一年制定の「スポーツ振興法」⁴の実質化が大いに期待された。七二年答申「体育・スポー

ツの普及振興に関する基本方策について」(一九七二年二月)はこうした背景の下に提起された。

(2) 七二年答申の内容

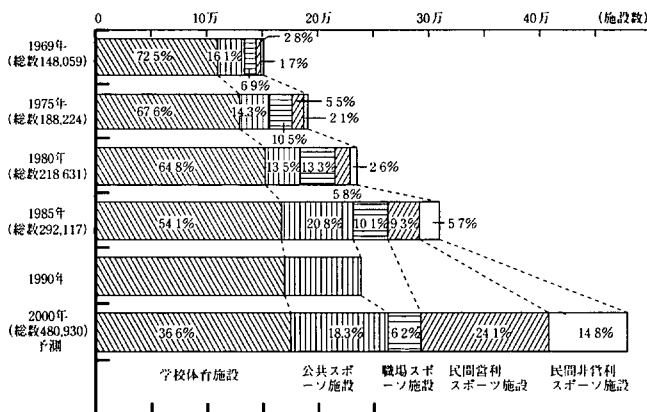
公害や自然環境の破壊等、六〇年代の「高度経済成長」による国民の生活と健康の新たな危機を克服するためにも、またそれらを背景として、高まる国民のスポーツ要求の高まりに対処するために、「到達すべき目標を明示し、これを段階的に実現する総合的な計画を策定する」ことを意図して、作成されたものである。

ここでは国民のスポーツ参加率、スポーツ施設の現状分析が先ずもってしかりとなされた。また職場スポーツの実態把握も着実に行われ、その上でそれへの期待も強くなされ、「事業所における体育・スポーツ施設の整備基準」が設定された。しかし中心は、イギリスやドイツに習って、人口比での必要施設設置基準を算出したことである。(表―1参照)これはその後の国、地方自治体の施策の上で、大きな指針となった。その後の自治体のスポーツ施設は図―1のようである。それと同時に、国からのスポーツ施設建設の補助費は図―2のように、八〇年代前半に大きく伸び、再び低下した。日本のスポ

表-1 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準

人口規模 施設		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000㎡の 運動広場 1か所	面積10,000㎡の 運動広場 2か所	面積10,000㎡の 運動広場 3か所	面積10,000㎡の 運動広場 6か所
	コート	面積 1,560㎡の コート 2か所	面積 2,200㎡の コート 4か所	面積 2,200㎡の コート 6か所	面積 2,840㎡の コート 10か所
屋内運動場	体育館	床面積 720㎡の 体育館 1か所	床面積 720㎡の 体育館 2か所	床面積 720㎡の 体育館 3か所	床面積 720㎡の 体育館 5か所
	柔剣道場	床面積 200㎡の 柔剣道場 1か所	床面積 300㎡の 柔剣道場 1か所	床面積 300㎡の 柔剣道場 1か所	床面積 400㎡の 柔剣道場 1か所
プール		水面積 400㎡の プール 1か所	水面積 400㎡の プール 2か所	水面積 400㎡の プール 3か所	水面積 400㎡の プール 6か所

図-1 施設増設状況および設置者別構成



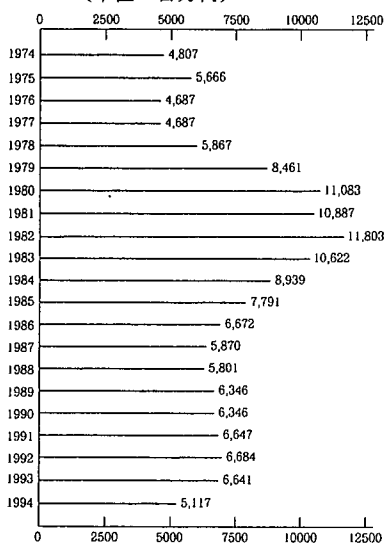
(143) 保健体育審議会「答申」の背景と内容

スポーツ施設の大半は学校体育施設である。そしてこの段階まで、「職場スポーツ施設」と「民間営利スポーツ施設」の伸びは殆ど無かった。

尚、七二年答申は一五年後の一九八七段階で「国民の二〇％が週一回程度スポーツすること」を基準として想定したが、一九八八段階の総理府調査「体力・スポーツに関する世論調査」では「週一回」以上は合計で二六・三％となり、前提値の二〇％を大きく超えている。

また、七二年答申の設置基準に対するそれぞれの施設建設率は表一〇二に見るように、「運動広場」六二・九％、

図-2 文部省の社会体育施設整備費の推移（自治体への補助金）
（単位：百万円）



「体育館」四〇・二％、「プール」二二・％、「柔剣道場」三五・七％であり、当初の計画からは遥かに及ばない。

また、この答申の特徴は資金の確保のしかたにある。

「施設の整備は、基本的には国、地方公共団体の行政課題として進められなければならない。

日常生活圏域における体育・スポーツ施設については、地域住民の福祉をいっそう増進するという見地から原則として市町村が主体となり、広域生活圏域における体育・スポーツ施設については、関係市町村の適正な分担または都道府県もしくは国の負担により、その整備を行うものとする。なお、地方公共団体の整備する体育施設に対しては国はスポーツ振興法の趣旨にのっとり、じゅうぶんな補助を行わなければならない。」

こうして福祉理念を反映して、国や地方自治体の責務を十分に認識した。

スポーツの大衆的普及を焦点として、その意義を十分に発揮したが、スポーツの高度化については、未だ国家政策として十分な世論には至っておらず、殆ど触られていなかった。

表-2 公共スポーツ施設の設備状況

	㉑ 必要設置数 (カ所)	㉒ 現有施設数 (カ所)	㉓(=㉒/㉑) 充 足 率 (%)	㉔ 基準以上 の施設数	㉕(=㉔/㉑) 基準以上の 施設充足率
運 動 広 場	9,007	12,712	141.1	5,666	62.9
陸上競技場		716		716	
野球・ソフトボール		4,777		2,430	
球 技 場		499		268	
運 動 広 場		6,720		2,252	
体 育 館	8,321	5,589	67.2	3,349	40.2
プ ー ル	8,725	3,528	40.4	1,830	21.0
柔 剣 道 場	3,540	1,932	54.6	1,263	35.7

- (注) 1 ㉑の数値は、「整備基準からみた体育・スポーツ施設の現況」(文部省体育局『健康と体力』1981年8月号, 第一法規出版)より。
 2 ㉔と㉕の「基準」とは昭和47年保体審答申の「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」(面積)をいう。
 3 本表における「プール」は、屋内と屋外のものを合計した数である。
 4 本表における「柔剣道場」は、柔道場、剣道場、柔剣道場を合計した数である。

資料：文部省体育局『我が国の体育・スポーツ施設』(昭和62年1月)より作成。

2 八九年答申の背景と内容

(1) 「日本型福祉社会」からバブル経済へ

日本での福祉は、七〇年代後半から「日本型福祉社会」によって自立自助として家族、地域への責任転嫁、受益者負担、個人責任論へと転換された。大企業優先の経済政策によって、国や自治体の福祉政策が重荷になり始めていたからである。こうして、行政改革が開始され、自治体業務の減量経営、民営化が推進され始めた。

一方、八〇年代中頃には、香港の統治権が一〇年後にイギリスから中国へ交換されるという動向の下で、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界三大金融市場であった香港の相対的地位が低下し、その分東京への移行を示し始めた。これに金融規制緩和が絡みバブル経済に突入し、東京を中心としていわゆる「地上げ」が進み、これは第三次全国総合開発計画(三全総)とも関わって全国的な大企業の土地投機が大規模に進行した。

(2) 八〇年代のスポーツ政策

七〇年代後半からの「都市経営論」が「日本型福祉社会」論と結合した。NIRAは以下のように考えた。⁵⁾ スポーツ・レジャーセンターは「純粋公共財」と「純粋私

有財」の中間領域にあって限りなく後者に近く、受益者負担の度合いも「高負担」に位置付けられ（p68）、ナショナルミニマムの水準を超えるものは民営化する（p21）。しかし当報告自体が認めているように、市民スポーツは極めて冷遇された現状であり（p88）、日本の社会体育施設はナショナルミニマムさえ十分な状態にはないのである。ここでのスポーツの位置付けは、それが地域社会の公共的な文化としてではなく、私的な消費財としてのスポーツ観一般を示している。

八三年の「地方行革大綱」、八六年の「今後における行政改革の基本方向」（臨時行政改革推進審議会）では社会体育についても「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理するとの考え方を踏まえ、国の関与は真に必要なものに限定するとともに、施設の民間委託、ニーズの多様化に対応した民間事業の活用等を推進する」とした。この基調は現在まで継続されている。

「第四次全国総合開発計画」（一九八七年、閣議決定）と「総合保養地域整備法」（リゾート法、一九八七年六月）は「リゾート元年生まれの一卵性双生児であるが、

その父は民活論の政府であり、その母は金余り企業であった⁽⁶⁾」と言われるように、「三全総」の「定住圏構想」の破綻をよりいっそうの東京一極集中化で再編し、全国を一〇〇兆円の国土基盤整備を行い、その一環にゴルフ場を中心とするリゾート開発を位置付けた。農水省、通産省、運輸省、建設省、自治省、国土庁の六省庁によって主導されたリゾート開発促進の政策的なねらいは「生活の質的向上」「地域振興」「内需拡大」であるが、別名「ゴルフ場法」とも言われるリゾート法は「ゴルフ場とホテルにスキー場かマリナ」という「三種の神器」というワンパターンであるが、東京一極集中化による過疎化、衰退化の進む地方にとって、再生の鍵はリゾート開発に懸けたのである。

ところで、リゾート振興の最大の障害は日本の長時間労働という、産業界にとつての最大の矛盾を抱えることになった⁽⁷⁾。さらに「企業部門での金余りと家計部門での金不足が鋭く対立している『富社貧民』の国で、時ならぬ豪華リゾート開発が進行している」（佐藤、p150）実状であった。

リゾート法を背景に、この間、社会教育法の精神を無

視するかのように通産省等産業界主導の生涯学習政策が目白押しであった。地域の観光資源の開発や各行政機関の社会教育行政への浸透を狙って各省庁間の連携を図り、施策の進展をよりいっそう強化するために、「生涯学習振興法」(一九九〇年五月)が制定され、これまでの文部省中心の社会教育の再編も計画された。同年の『生涯学習の基盤整備について』(中央教育審議会)、九二年の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(生涯学習審議会)があり、この分野でも公的責任の放棄と民営化が強調された。

通産省ではそれらの動向と並行して「スポーツ産業研究会」を設立し、一九九〇年にはその報告書『スポーツビジョン21』を発刊した。スポーツの「モノ」「場」「サービス」を提供するスポーツ産業の振興を意図したものである。二〇〇〇年にはスポーツ産業を一五兆円の規模と予測し、二一世紀における基幹産業の一つとして描いている。今後の社会におけるスポーツの文化的意義やスポーツ産業の「公益性」を認め、「産学官の連携」を目指し、スポーツの産業化を通してスポーツの振興を計画した。象徴的なのは、スポーツ施設の建設主体の問題で

ある。図1-1に見るように、二〇〇〇年のスポーツ施設の伸びは専ら「民間営利」施設が異常に突出した数字となっている。これは一九八〇―八五年の間の建設数の伸び率をそのまま二〇〇〇年まで適用したものである。それほどばかりか、今後のスポーツ施設建設については、公共は土地を提供さえすればあとはすべて民間が賄うとさえ述べている。

これらの背景の中で、スポーツ固有の政策も提起された。臨時教育審議会第三次答申の「スポーツと教育」項目(一九八七年)では「スポーツ振興推進懇談会」が提起され、八八年には総理大臣任命により「スポーツの振興に関する懇談会」が発足してその「報告書」を出し、「スポーツ振興基金」の創設を提案した。九〇年に提起された「スポーツ振興基金(仮称)」の設置について(報告書)等は「スポーツ振興基金」をバブルに沸き立つ企業からの献金を当てにして、スポーツ振興に充てようという計画であった。

(3) 八九年答申の特徴

一九八九年の答申「二一世紀へ向けたスポーツの振興方策について」は、以上のように、「バブル」絶頂期の

一方で、新自由主義的施策、つまり民間活力の導入、自治体行革への締め付けが強化された中での答申であり、スポーツ行政における「福祉国家終焉の宣言」である。

既に図―1で見たように、確かに七五年から八五年までにスポーツ施設は五割程度増加したが、これは表―2のように七二年答申の施設設置基準に照らしてみればたった半数の達成度にすぎないのである。しかも地域住民にとって「身近な施設の不足、適切な指導者が見いだせないこと、時間的、経済的な制約等様々な理由からスポーツ活動の機会に恵まれない人々も依然として多く、施設の量的・質的充実、指導者の養成など種々の改善が求められている」という認識を示しているにもかかわらず、設置基準の策定は各自治体の条件に任せるとして、国の責任を放棄した。ここで示されたのは施設規模の指針であり、地域的必要数の指針ではない。ここに大きな後退がある。その分、リゾート地域との連携を強め、そちらで充足せよということである。この答申では、スポーツの高度化も強調され、アジアでの地位が、中国そして韓国にも抜かれたことのショックを反映した。

そして最大の特徴はその資金、財源の調達にある。こ

こでも民間（企業）の寄付を当てにして「スポーツ振興基金」を創設すること、その他に、冠大会の競技会の積極的開催やその他の寄付を最大限に期待している。この点は七二年答申では全く表現されていなかった内容であり、この間の情勢の大きな転換を示し、バブル経済への大きな期待を示している。しかし、「継続的、計画的な選手強化を図るため、日本体育協会等が実施する選手強化事業に要する経費に対する国等の補助金の充実を図る」と、強い本音を示している。その他、政策の全体は抽象的な内容が多くなっている。こうして、七二年答申との比較をすれば、公共責任が大きく後退し、「スポーツ振興基金」をはじめとして大きく民間（企業）への依存体制を期待している。だが、これもバブル経済の上での皮算用であった。

（４） スポーツ政策の対立・矛盾

行政の民営化、減量経営化が強要される一方、スポーツ政策への公共責任のいっそうの強化を求める提言も提起された。臨時教育審議会第三次答申の「スポーツと教育」項目（一九八七年）ではスポーツ振興の諸施策を提起したが、「国は、日常生活圏・広域生活圏を考慮し、

国・地方公共団体が整備すべきスポーツ施設の基準を策定し、その整備を促進する」ため「財政上その他の必要な援助措置を講ずる」と、一九七二年保体審答申の路線を踏襲して、公共的責任を強調した。また、「スポーツ振興基金(仮称)について」(一九九〇年)では次のような基本的認識を示した。

「スポーツのうち、競技スポーツについては、従来ともすれば一部のスポーツ選手のためのものと考えられがちであったが、競技スポーツにおける人間の可能性の限界を追求する選手たちの極限への挑戦は、いわば、先端的な学術研究や芸術活動と共通する人間の価値ある行為であり、それ自体が大きな意義を有する文化的行為である。このような極限に挑戦する選手たちによって開発された技術や知識は、スポーツの普及・発展を支える貴重な資源であり、また、オリンピック競技大会等国際競技大会における我が国選手の活躍は、国民に明るい話題と活力を与えるとともに、特に、青少年に対しては、将来に向けての夢や憧れを抱かせ、スポーツに対する興味や意欲をかきたてるなど、我が国のスポーツの振興に大きく貢献するものである。つ

まり、競技スポーツは、生涯スポーツと有機的な関連にあり、国や国民の全面的な支持のもとに推進されるべき性格を有するものといえる。」「国は、これらの事業が公共的、国民的な課題に対する取組みであることから、積極的に推進するために必要な額の国費を充当すべきである。」(傍線内海)

こうして、社会体育施設の設置基準や財政的援助をもっと国が率先することや、そこで行われる国民、地域住民の社会体育や選手養成の施策が、基本的には公共的であり、そのために公共的援助が必須であることを強調したのである。

九〇年代に入るに当たって、スポーツ政策の上でも民営化への動向の中、他方では本音としての公共化への要求もいっそう高まり、この両者はその対立と矛盾をますます深めたのである。

二 多国籍企業時代とスポーツ政策

1 多国籍企業時代と福祉国家

(1) 世界の多国籍企業化と福祉国家
戦後の西欧の福祉国家の在り方は、パックス・アメリカ

カーナ（アメリカの圧倒的な力と傘）の下での社会民主主義により、国民の資本主義内への取り込み策としてのネオコーポラティズムと、一方では、「社会主義」を背景とする国民の権利意識の高揚との折衷、そして生産力の発展に伴う必然性と捉えるのが一般的である。

しかし、その福祉国家も各国の大企業が多国籍企業化するにつれて、福祉政策を重圧と感じ始め、新自由主義に依拠しながら福祉国家を崩壊させようとしている。

多国籍企業化のきっかけは一九六〇年のEEC（欧州経済共同体）の成立前のアメリカ企業の参入である。七〇年代ヨーロッパ諸国も多国籍企業化した。多国籍企業とはこれまでの商品輸出から資本の直接輸出である。つまり安い労働力と緩い規制を見越して輸出先国で会社を設立し、競争力の高く「効率性」のある生産体制を求めることである。

しかし輸出先国が政情不安になれば、投機した資本すべてがふいになることから、日常的にその国の政情安定化のために、本国の多大な税金を投入する。場合によっては軍事力で睨みを効かす。戦後の資本主義国は、西欧も日本もバックス・アメリカカーナの下で、この施策を推

進してきた。

しかし、産業の海外移転により国内では深刻な産業の空洞化、それに伴う大量の失業者の発生を必然とする。特にイギリスでは八〇年代にはサッチャリズムの下で、国内産業は壊滅的打撃を受けたが、国外への資本輸出は増加した。

こうした多国籍企業擁護の政策は国内のあらゆる分野での「規制緩和」（①大企業の参入のための規制緩和、②国民福祉への諸権利の空洞化、という二側面）と行政「改革」を要求し、国民生活を擁護する福祉国家政策は桎梏となった。八〇年代以降の社会民主主義、福祉国家への最大限の攻撃が加えられ、それらの後退がもたらされると同時に、貧富の格差も拡大した。

（2）日本の多国籍企業化と福祉

対社会主義圏への反共の砦として日本はアメリカの梃子入力で、一九六〇年代は公害垂れ流しの「高度経済成長」をした。企業内支配と中小企業支配による労働者抑圧での輸出型経済であった。この経済体制は大企業の企業内の福利厚生に依存したために、七〇年代の革新自治体からの多少の影響による若干の改善はあったものの、

欧州型の社会的福祉の貧困、社会的共同消費手段の欠如をもたらしした。七〇年代初頭のドルショック、オイルショックも減量経営(企業支配と下請の切り捨て)で乗り切り、いっそうの国際競争力を付けて輸出型経済に拍車を掛けた。また、自民党の利益誘導政治は大企業援助を前提として、中小企業、小売店、農業への補助金による取り込み政治であった。

しかし、欧米における輸入制限が強まり、また八五年のプラザ合意、G5の円高政策により、日本の輸出は厳しさを増した。しかし日本ではいっそうの企業社会的管理の強化によって、輸出型を維持しつつも、一気に資本輸出型へ、つまり多国籍企業化を推進してきた。八〇年代末の旧ソ連や東欧の崩壊と市場化は各国の多国籍企業が生き残りを掛けた「メガコンペティション」の時代へと導いた。

しかし、中小企業、小売店、農業など、「高コスト」領域を切れない自民党政治に財界は業を煮やしていた。これを背景として九三年の政変を画期とする「新保守革命」が始まった。自民党に対する右からの揺さぶりである。先の「高コスト」を切り離し、さらには湾岸戦争を

機に、「国際貢献」を旗印に自衛隊海外派兵も一気に進められた。

この時期、バブル崩壊(一九九二)以前より、リゾート開発をめぐる汚職、倒産は数知れず、崩壊後の計画の中断は、多くの自治体に多大な負担のみを残すことになった。

九三年の「新保守革命」で政権を追われた自民党は九六年に再度政権奪取をするが、この過程は日本の政治経済が一気に多国籍企業擁護政策へと大転換した時期である。その集大成が「橋本六大改革」(「財政構造改革」「行政改革」「経済構造改革」「金融システム改革」「社会保障構造改革」「教育改革」)である。六大改革全体は八〇年代までの「強い企業社会プラス未熟な福祉国家」体制から、日本が多国籍企業段階に到達し、その保護、推進に大きく切り替えた体制であり、本格的な新自由主義的施策の体系である。

2 九〇年代の教育政策——中教審答申の背景と内容——
新自由主義は「自由」、「個人主義」、「不平等」を基本理念とする。これは政治、経済、社会のすべての分野で貫徹される。これに伴って「効率化」が基準化される。

九〇年代に入ってから財界の教育政策は、多国籍企業時代の新自由主義の下で、教育費と学力形成の両方の視点で財界からは「高コスト」「非効率」であり、新たな「改革」を求めた。その中心が「学校スリム化」による義務教育費削減（公共性の破壊）、民営化であり、一方「新学力・評価観」の導入を中心とする差別選別の新たな再編成である。⁽⁹⁾

こうした要求を典型的に示したのが経済同友会「学校から『合校』へ」（一九九五年四月）である。ここでの基本的認識は、学校は肥大化しすぎた、だから現在の機能を「基礎・基本教室」「自由教室」「体験教室」の三つに区分して、学校の分担を基本的には第一の項目に収斂して軽減し、スリム化して、あとは地域や教育産業へ任せろという論理である。この他、新自由主義的なトーンで、同じような多くの答申類が出されている。⁽¹⁰⁾既存の教育体制では今後の「メガコンペティション」の時代を生き抜く学力を形成できないとする財界の教育界への危機感の反映であり、中教審への圧力である。以上の動向を集約する形で中教審第一次答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（一九九六年七月）が

出された。⁽¹¹⁾その主要な特徴は以下のとおりである。

①「生きる力」、そのための「ゆとり」を強調する。だが、この間の学校教育におけるいじめの原因、ゆとりを無くしている原因については総花的で、むしろ原因を曖昧化して、その上で末梢的な対策提示をしている。また「学校・家庭・地域の連携」を教育委員会が主導して行う。

②「新学力・評価観」の矛盾、つまり落ちこぼしの合理化による「いじめ」や「自殺」の激化などが九〇年代の「中盤になって多く露見しているにも関わらず、相変わらずそれを踏襲している」。

③「学校・家庭・地域の連携」のうち、学校について、教員定員の増加、クラスの児童・生徒数の欧米並化など、部分的には傾聴すべき提案もある。教科再編や教育内容の「厳選」は今後の教育課程審議会に対応する。家庭に対してはその教育力の低下の弊害を指摘しているが、あとは家庭の意識の持ち方に重点が置かれている。「企業中心の行動様式」による父親の多忙さの指摘はあるが、企業への理解を要望するだけで、後は父親の家庭・地域参加を強調する。地域では、教育委員会の主導の下に、

「地域教育連絡協議会」や「地域教育活性化センター」等の設置によって、上からの組織化を意図している。「学校スリム化」によって地域に放出された諸機能はこうした地域ボランティアないし教育産業が受け皿となる。

3 自治体行革他

自治体は「行政改革」を迫られ、スポーツ政策もその一環である。この間、第三セクターによる施設の管理・運営の委託が進行した。また、自治体の社会体育職員の削減、行事縮小・廃止、民営化等、それに伴ってこれまでそれらの「下請」となってきた地域体協の財源も枯渇し、組織の停滞化に直面しているところもある。地域住民のスポーツ要求の拡大の一方で、誰がどう組織化するかが大きな課題である。

また、企業内福利厚生政策、レクリエーションの後退も深刻である。「現在の厳しい国際競争に打ち勝つためのリストラの一環として、各企業とも厚生施設を見直す傾向にあり、永続的な施設提供などが難しくなる事態も出てくることが予想される」(保体審「中間まとめ」)に対する日本商工会議所のコメントから」という当事者の指摘は深刻である。これらはやがて、資力のある者は民

間のスポーツクラブへ、その他一般の人々は地域自治体のスポーツ施設へ、そしてスポーツからの離脱というパターンに分かれるであろう。

4 九〇年代のスポーツ政策

九〇年代のスポーツ施設建設補助費は図1-2で見たように減少の一途である。先に見たように「スポーツ振興基金助成金交付要綱」(一九九一年)により企業からの寄付金を当てにしたがバブル崩壊でそれとはかばかしくない。一方、「オリンピック競技大会優秀者顕彰規程」(一九九四年)も誕生し、メダリストにはそれぞれ金三〇〇万円、銀二〇〇万円、銅一〇〇万円が支給されることになった。この額自体は彼らが必須とする諸経費からすれば、そして諸外国の報奨金の額と比較しても、およそ一桁低い額でしかないが、この顕彰によって、彼らの業績が公共的承認と支援を得たことの意義は大きい。

その他、「我が国の運動・スポーツに関する調査(委託調査)について」(一九九二年)や「体力・スポーツに関する世論調査」(一九九四年)で、最近の国民のスポーツ参加状況の把握がなされている。また「我が国の体育スポーツ施設」(一九九三年)調査もなされている。

(図―1参照) (今回は「企業からの回答が十分に回収できなかったから」と民間のスポーツ施設の実態が無い。)

多国籍企業擁護政策の下で国民の福祉関連予算全体が縮小され、その一環としてスポーツ領域への公的な資金が乏しく、スポーツ振興基金にしても企業からの献金も少なく、文部省、地方教育委員会も運営に困難を生じている。こうした中で、「サッカーくじ」への期待を高めることになった。しかし、そのサッカーくじの推進者にせよ、そして反対者の大半も、スポーツ振興の財源の多くを国や地方自治体の「公費援助」を強く希望している事である。これは「安定的」であると同時に「公認」という権威付けもあるからである。そればかりでなく、スポーツの持つ公共的性格がそうした政策を求めるのである。ここに、スポーツの持つ公共性と民営化の矛盾が露見している。

三 九七年答申の特徴

1 答申の概略

一九九〇年代の以上のような状況の中、九七年九月二日、保健体育審議会は「生涯にわたる心身の健康の保

持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」を文部大臣に答申した。諮問の柱は次の三点である。「社会変化に対応した児童生徒等の心身の健康の基礎づくりに関する施策の基本的在り方」「生涯の各時期にに応じてスポーツに親しむことができる条件整備の方策」そして「今後の我が国の国際競争力の向上方策」である。これらは中教審第一次答申の「生きる力」の育成を基本として、「豊かな人間性とたくましい体」を育むことに対応して諮問されたものであり、二一世紀へ繋ぐ健康・スポーツ政策の基本ルートを描こうとしたものである。健康領域とスポーツ領域を一体として答申したのは保健審としても初めてである。(本稿ではそのうちスポーツ領域を中心に検討する。)

高齢化社会、児童生徒の体位向上の一方で体力・運動能力の低下、技術の高度化、ストレスの増大等、今後スポーツの必要性はいっそう高揚することが必定であることを前提としている。しかし、国民の現代的課題の背景に、労働強化、産業空洞化、失業、倒産等による国民生活の破壊、社会不安等の背景、原因が曖昧なまま現象的対策をするところに答申類の共通性が今回も示されている。

る。

さて答申の中心点は、中教審答申の「学校・家庭・地域の連携」路線の具体化である「地域教育推進センター」構想に沿った「スポーツ・健康学習プラザ」の設立と「スポーツ・健康推進会議」の設置である。ここで教育委員会が主導して中学校区レベルに設置し、その後はボランティアによって担わせるというものである。ここでの大衆スポーツ振興のための市町村の指針づくりの参考となるように「豊かなスポーツライフの指針」「体力づくりのための運動指針」を添付した。このための予算的規模も明示されず、その財政面については、国・都道府県の「支援方策を十分検討する必要がある」との指摘に留まり、具体化は殆ど望めそうにない。

また、競技スポーツの振興については、「我が国は、競技スポーツのシステム化について、言わば取り残された形になりつつある」と、危機感をつのらせた。その克服のために、企業からの献金に最大限の望みを託している。しかし「がんばれニッポンキャンペーン」が必ずしも十分なマーケティング効果をあげられない状況に陥っており、諸外国のような国の援助を大いに期待し、ナ

ショナルトレーニングセンター等の施策をもとめる。が、ここでもネックは財政である。また、トップレベル競技者の養成モデル、システム等も提起し、スポーツ医・科学や健康科学を活用して、競技力向上のトータルシステムを構築したいとしている。今回初めて「見るスポーツ」へのコメントも加えられた。

総じて、本答申は抽象的であり、新たな大胆な提案は見あたら⁽¹²⁾ず、これまでの提案の焼き直しが多い。そうした提案をせざるをえない現実なのである。問題はこれまでの答申が無視され、棚上げにされ続けてきたということである。

2 九七年答申の矛盾…政策内容の空洞化

答申には「はじめに」として、盛られた対応策の実施のために「適切な行財政措置が必要であることを特に強調しておきたい」と明記された。これは審議会委員諸氏の心情であろう。何ともいきなり苦渋と矛盾に始まる答申である。バブル崩壊後、企業献金もままならず、国や都道府県の支援も期待したいが「橋本六大改革」下ではそれもまたままならず、ここに「サッカーくじ」への期待となって現れる。こうしてスポーツの倫理性を強調す

る文部省が、一方で自らその倫理性を崩す矛盾を犯すという構造である。ここに多国籍企業時代における福祉削減下でのスポーツ政策の典型的な特徴が示されている。

こうした全般的特徴の他にいくつかの特徴点についても触れておきたい。

① 職場スポーツの位置付け

「従業員の福利厚生観点から充実を図る必要がある」程度の記述のみで、後はそれらの施設を地域に開放せよと述べている。これは職場スポーツの崩壊状態を反映している。先述のように九〇（平成二）年の施設調査では回答が十分集まらないとして、「民間スポーツ施設」の分析を止めた。この原因記述もない。バブル期の八九年答申、そして九〇年の『スポーツビジョン21』で目論んだ施設建設計画のその後の実態をしっかりと把握すべきである。

② 施設建設なし

財政的な裏付けが乏しい中で、施設建設には殆どコメントが無く、この点は八九年答申よりもはるかに後退している。施設が不十分であるということは、図―1の九〇（平成二）年調査でも明らかである。また、審議会総

会でも「公共スポーツ施設が不十分」であるとの発言で指摘されるが、殆ど無視されている。その代わり、既存の学校体育施設の開放等、ソフト面での記述ばかりがやたら詳細に論じられている。

また、相変わらずの企業献金への依存が、「地方公共団体が設置する大規模スポーツ施設の運営費相当分を企業からの支援で賄うこととし、これに対して施設名に企業名を冠するようなことも考えられる」と、企業への従属的な水準まで落ち込んでいる。

③ 地域の組織化

多国籍企業時代におけるリストラの下、職場スポーツが崩壊状態にあり、最早地域での対応が残されるのみである。中教審第一次答申もこの点で、上からの組織化を目指しているが、この保体審答申もその一環としての位置を示している。だが、それらの地域組織化に伴う財政的な措置について、総会でも質問として出されているが、無視されている。

④ 競技力向上と運動部活動

競技力向上策の中で多く議論されたのは部活動との関連である。文部省関係者が「ある意味では初めて踏み込

んだ考え方が打ち出された」と力む割には平板なものであるが、学校教育としての部活動と競技力向上システムの具体性が明確になっていない。また部活動それ自体について指導者、財政負担、事故の際の責任、また部活動の地域移行について、地域スポーツクラブの受け入れ態勢が無いこと、また地方ではさらにその傾向が強いこと等が指摘されている。

⑤財源

確かな財源は国や都道府県の公共資金による支援であるが、その話題となると、審議会総会は議論が継続できなく、何ら「回答」はなされず、何とも異様な雰囲気⁽¹⁴⁾が議事録からも伺える。「橋本六大改革」の「財政構造改革」という縛りがあるので、だれもそれには触れたがらないようである。目玉の一つである「スポーツ・健康推進会議」の地域での設置についてその財政的要望など、財政的な疑問点は全て曖昧化されている。また、「中間まとめ」への関係団体の意見の中には、「財源確保を明示すべき」(日教組)等の指摘があるが、一方「規制緩和の効用や、その強力な推進が急がれている今日、国や地方自治体が過度にこの問題に介入することは、果して

如何なものか」「橋本内閣が進めつつある六大改革と整合性が取れているものでなければならぬ」(日本商工会議所)というような意見もあり、最終答申は後者に押された雰囲気である。

そして「公共」の形式を採りながらの「サッカーくじ」への依存として、最終総会で発言されている。それもギャンブル性をめぐって文部省自体も矛盾を抱えている。こうして、スポーツの健全な発展のために国の基本的な政策が問われているのである。

⑥政策の空洞化

八九年答申のように民間にばかり期待できず、国や都道府県の公共にも期待したいがそれも強調できず、という矛盾と苦悩がこの答申には充ちあふれている。中教審への対応として設けられた性格が強く、「守り」的な施策の提起であり、また新味に欠け、実現の迫力に欠けるのはそれらが背景にあるからである。

*

*

以上、この間のそして九七年の答申にはスポーツ関係者の苦悩を垣間見た。国民スポーツの高度化と大衆化の発展を願う真摯な人々にとって、スポーツの公共性に沿

いつつ、多国籍企業時代の中でスポーツ政策を確立するために、多国籍企業に対する民主的規制を軸とする国政全体の中で、新たな福祉国家の確立¹¹新福祉国家論の一環として論じることが問われている。この点は稿を改めたい。

(1) 既に拙稿「保体審答申を読む―スポーツの公共性・国の責任と苦悩」(『体育科教育』一九九八年一月号)で簡単に触れたが、そこでは多国籍企業時代としての認識が十分であった。

(2) 戦後から七二年までの政策過程は拙著『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年参照。

(3) これ以降の日本社会の分析と福祉国家については以下の文献を参照とした。

- ・渡辺治『現代日本の帝国主義 形成と構造』大月書店、一九九六年
- ・二宮厚美編『国家改造と自治体リストラ』自治体研究社、一九九七年
- ・後藤道夫編『日常世界を支配するもの』大月書店、一九九五年
- ・クリストファー・ピアソン『曲がり角にきた福祉国家』未来社、一九九六年
- ・ポール・ワイルディング他『イデオロギーと社会福祉』

勁草書房、一九八九年

(4) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

(5) NIRA『社会サービスの産業化』一九八〇年。

(6) 佐藤誠『リゾート列島』岩波書店、一九九〇年、九五―六頁。

(7) 野村総合研究所『二〇〇〇年のリゾート産業 日本型リゾートの事業化戦略』一九八九年、八七頁。通産省産業政策局『スポーツビジネス21』一九九〇年、一七六頁。

(8) これは、その前年に出された拙著(4)と同様の認識であり、政府文書ではこうした「公共的」「公共性」の表現は初めてのものである。

(9) 内海和雄『体育科の「新学力観」と評価』大修館書店、一九九五年。

(10) 内海和雄「中教審の答申、何が問題か―学校体育を中心に―」(『体育科教育』一九九六年一〇月号)。

(11) この延長での大学改革については内海和雄「日本の現状と大学『改革』」『たのしい体育・スポーツ』学校体育研究同志会編集、創文企画、一九九九年一月号、参照。

(12) 桑野豊「保健体育審議会答申を読んで」『スポーツと健康』一九九七年一月号。七二年答申作成に加わった桑野豊は、この答申に対して一定の批判を加えている。その理由として現状把握の資料的背景が弱いこと、そして政策課題に対する国としての取組の身構えの弱さを指摘している。的を得たものである。

(13) 「座談会 児童生徒等の健康と体力の向上を目指して」
『スポーツと健康』一九九七年一月号) における体育課
長玉井日出夫の発言。尚、部活動行政については拙著『部
活動改革―生徒主体への道―』不昧堂出版、一九九八年、
を参照。

(14) 保健体育審議会の総会議事録が今回初めて公開された。
これは一九九五年九月二九日閣議決定「審議会等の透明化、
見直し等について」を受けてのものである。評価できる点
である。しかし、総会自体の公開はまだである。

(一橋大学教授)